#### 令和 4 年度

# 第 8 回 高森町農業委員会 議事録

令和4年11月22日(火)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

## 1 出席委員

- (1)農業委員
- 1 下平 明利 2 樋口 美代子 3 松島 浩子 4 林 勝幸
- 5 竹内 節男 6 小川 健二 7 原 寿彦 8 光沢 英文
- 9 中塚 俊文 10 原 正樹 11 宮下 裕次 12 青山 高志
- 13 宮下 豊勝 14 宮下 道久(議長)
- (2)農地利用最適化推進委員
- 15 今川 実章 16 寺澤 悟 17 木下 洋子 18 丸山 宏充
- 19 北村 隆洋

合計 18 名

## 2 欠席委員

18 丸山 宏充

合計1名

#### 3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長:野沢/事務局:龍口

産業課

農業振興係:下原 営農支援センター 所長:上沼

#### 4 会議への附議事項

議案第25号) 農地法第18条第6項の通知(報告案件)

議案第26号) 農地法第29条第1号の届出(報告案件)

議案第27号) 農地法第5条第1項の許可申請 (審議)

議案第28号) 経営基盤法第18条の農用地利用集積計画(11月分)(審議)

## 5 議事内容

議 長 ただ今から第8回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時07分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、急遽 18 番が欠席ですので 17 番及び 19 番にお 願いします。

> それでは、議案第25号、農地法第18条第6項、こちらは通知です。 通知ですので、ご意見なければ次にいきます。 よろしいですか。

- 議長では続きまして議案第26号、農地法第29条第1号の届出のということで4番、お願いします。
- 4 番 はい。

申請者は山吹のIさん。場所は県道を松川方面に行きますとJという喫茶店がありますがそこのすぐ先の反対側の家になります。申請地は建物のすぐ裏の畑になりますが、Iさんは現在住宅の北側に農作業部屋があるのですが、今度そこに住宅を増築するということで農作業部屋が無くなり、SSやトラクターの置場が無くなりますが、ちょうど家の北側に畑があるのでそこに農作業部屋のハウスを建てたいということです。雨排につきましては地下浸透と横に通路がありますので通路の側溝へ流したいとしています。近隣の承諾は受けていますが、この近隣の農地は草を刈っているだけということで耕作をしていない土地がこの周り全部です。Iさん自身も耕作せずに草を刈っているだけということです。ご審議お願いします。

議長はい、ご質問ありましたらお願いします。 無いようですので決をとりたいと思います。 可とされる方、挙手をお願いします。 全員一致で可とします。ありがとうございました。

続きまして議案第27号、農地法第5条第1項の許可申請に入りたいと思います。第1号議案を7番、お願いします。

7 番 はい。譲受人はTさん、譲渡人はUさんです。38 ㎡の住宅敷地です。場所は下市田駅南側、団地があります。ちょうど JR 前あたりです。その中の一角、細長いところです。昭和の時代に U さんのお父さんが転用許可を得て周辺の農地を T さんの住宅として貸していました。ご両親が亡くなり、U さん自身は埼玉に在住のため土地の整理をしようとしていましたら、この【地番-10】が漏れて

いたことが発覚し、今回の申請となりました。利用図をご覧いただきますと、幅 3,4mと長さが 10mほどで、現在はTさんの住宅進入路のあとにサツキ等植えられているところです。審議をお願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。 無いようですので決をとりたいと思います。 可とされる方、挙手をお願いします。

はい、全員一致で可とします。

では議案番号2番を、12番お願いします。

12 番 譲受人は飯田市上郷黒田の Y さん、譲渡人は大島山の F さんです。 Y さんは現在アパート住まいですが、手狭になったため、申請地に住宅を建てたいということです。着工は 12 月から 3 月を予定しております。場所は出砂原 - 上市田線を突き当り、上市田の信号を右に曲がって(地図は分かりにくいのですが)大島川から見ますと一段上となります。生活排水は浄化槽で処理したのちに東側の側溝へ放流します。雨水は東側の側溝へ流します。近隣の畑等の影響は風通しもよく影響ないと判断しました。隣接する地主、大島山区長の承諾もとってあります。なお、坪単価については坪 700 円ということです。ご審議をお願いします。

議 長 坪700円ですか?

12 番 はい。確認したのですが、700円でした。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。 無いようですので決をとります。 可とされる方、挙手をお願いします。

> 全員一致で可とします。 ありがとうございました。

続きまして議案番号3番を、15番お願いします。

15 番 はい。譲渡人は T さん、譲受人は N さんです。下市田【地番-5】。地目は田んぼ、495 ㎡です。転用の目的ですが、T さんは現在町内のアパートに妻と子の3 人暮らしですが手狭になったということ、また近くに両親がいまして面倒見たいということで、売買の契約となりました。建設費用につきまして3,600 万円借り入れています。坪単価は33,000円。雨水は地下浸透と一部側溝への排水となります。公共下水道につきましては町の施設を使う予定です。場所ですが、

153 号線を少し入った所に下市田一区の積善会館があり、その北側の土地になります。東側が住宅地、西側が4mの道路を挟んで田んぼや畑が点在しておりますが、特に通風、日照等問題ないということで判断しました。以上、ご審議をお願いします。

議長 はい。ご質問ありましたらお願いします。無いようですので決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。 ありがとうございました。

続きまして、議案番号 28 号、議案経営基盤法第18条の農地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局 今回は新規の利用権設定はございません。中間管理機構を通した、農地の売買利用の案件2件でございます。1件目は先ほど農地法第5条で出てきましたUさん、土地の整理を考えておられる中で担い手としてOさんに公社を介して譲り受けを予定される、その公社の買い入れの案件です。2件目、議案番号2番は、逆に公社が買い入れた農地を担い手にお売りする案件で、山吹のSさんに3筆の農地を売り渡す案件です。こちらは先だって土地所有者からの買い入れは議決いただいて公社の買い入れが済んでいるものです。議案番号3番は通常の利用権設定の再設定となっていますので、ご確認をお願いします。以上です。

議 長 はい。ご質問ありましたらお願いします。 無いようですので決をとります。 可とされる方、挙手をお願いします。

> 全員一致で可とします。 ありがとうございました。

本日の審議事項については以上となります。

時に午前9時20分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 17番 木下 洋子

議事録署名委員

高森町農業委員 19番 北村 隆洋